

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名：株式会社笹尾組

業者の住所：香川県高松市牟礼町大町668-47

2 指名停止措置期間：令和3年12月9日から同年12月22日まで（2週間）

3 指名停止措置の範囲

中国四国防衛局管轄区域（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県）

4 事実概要

株式会社笹尾組は、令和3年6月1日、香川県発注の河川維持修繕工事の工事現場の片付け作業に関し、同社車両置場において、作業員にドラグショベルを貨物自動車から降ろす作業を行わせる際、作業の指揮者を定めず、労働者の危険を防止するために必要な措置を講じなかったため、ドラグショベルが転倒し、作業員がドラグショベルの下敷きとなり死亡する事故が発生したことにより、高松簡易裁判所から労働安全衛生法違反として罰金刑の略式命令を受け、令和3年9月18日にその刑が確定した。

5 指名停止措置理由

「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第1第8号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）に該当するため。

指名停止措置要領 付表第1

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上2月以内